

尾張旭市監査公表第26号

令和3年11月29日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年11月30日付け3消総第79号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

消防本部消防総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>浄化槽維持管理委託業務報告書に收受日付印が押印されていない。</p> <p>尾張旭市文書取扱規程第13条第1項により、報告書には收受日付印を押印する必要がある。</p>	<p>課内において指摘事項に関する情報共有をするとともに報告書の交付を受けたときは、速やかに收受日付印を押印するよう周知した。</p>